

奈良県告示第百十号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から施行する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

表中平城京歴史館に勤務する出納員の項を削る。